

# 青森県報

第三千四百五十四号

平成二十三年  
十月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力  
開 発 課) …… 一

### 告 示

保安林の指定解除予定……………

(林 政 課) …… 三

漁船損害等補償法による加入区の指定の変更……………

(水 産 振 興 課) …… 三

右 同……………

( 同 ) …… 三

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………

(会 計 管 理 課) …… 三

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………

(県 民 生 活  
文 化 課) …… 四

右 同……………

( 同 ) …… 四

男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札……………

(会 計 管 理 課) …… 四

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任……………

(東 青 地 域  
民 局) …… 六

## 規 則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則（昭和四十二年十月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に対する」を「の援護のための」に改める。

第二条中「（以下「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合」という。）」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学生が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、この規則による災害見舞金を支給しないものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、学生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、この規則による災害見舞金の全部又は一部を支給しないことがある。

第四条第一項中「災害見舞金（）」の下に「打切見舞金及び」を加え、「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合（死亡した場合を除く。以下第五条第一項、第六条第一項及び第十一条第二項において同じ。）」を「職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通校途上において、負傷し、又は疾病にかかつた場合」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 打切見舞金は、学生が職業能力開発校等の管理下における訓練上において、負傷し、又は疾病にかかつた場合に当該学生に対して支給する。

第五条第一項中「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合」を「職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通校途上において、負傷し、又は疾病にかかつた場合」

に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第一項各号」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第二項各号」に、「同条同項第五号」を「同項第四号、第五号」に改め、「要する費用につき、同法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めるところにより算出した額（当該定めがない場合にあつては、現に）を削り、「とする」を「とする」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同一の負傷又は疾病に係る療養見舞金は、その療養の開始後三年（療養を中断している期間を除く。）を経過した日以降の療養については、支給しないものとする。ただし、学生に対する継続した援護が必要と認められる場合は、この限りでない。

第六条第一項中「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合」を「職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通校途上において、負傷し、又は疾病にかかった場合に、」に改め、同項第二号ウ中「イ」の下に「掲げる給付に」を加える。

第七条第一項中「場合」の下に「（その症状が固定し治療の効果期待できない状態に至つた場合を含む。）」を加え、「別表」を「施行規則別表第二」に改め、同条第二項中「別表」を「支給すべき事由が生じた日の施行規則別表第二」に、「等級の」を「等級に係る」に改め、同条第三項中「別表」を「施行規則別表第二」に、「等級の」を「等級に係る」に改め、同条第四項第一号中「第十三級」を「施行規則別表第二の第十三級」に改め、同項第二号中「第八級」を「施行規則別表第二の第八級」に改め、同項第三号中「第五級」を「施行規則別表第二の第五級」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 施行規則別表第二に掲げる身体障害以外の身体障害がある場合は、その障害の程度に応じ、同表に掲げる身体障害に準じて定める障害見舞金の支給日数とする。

第八条第一項中「打切見舞金は、」の下に「職業能力開発校等の管理下における訓練上負傷し、又は疾病にかかり」を、「三年」の下に「療養を中断している期間を除く。」を、「場合」の下に「（その症状が固定し治療の効果期待できない状態に至らない場合を含む。）であつて、第五条第二項の規定により療養見舞金を支給しないこととなつたとき」を加え、同条第二項中「二百日」を「支給すべき事由が生じた日に存する、当該日の施行規則別表第二に定める程度の身体障害の該当する等級（同表の第十四級に満たない身体障害がある場合は、同表の第十四級）に係る日数」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合においては、前条第三項から第六項までの規定を準用する。

第十条第二項中「三千二百円に当該見舞金」を「支給すべき事由が生じた日の労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額に当該災害見舞金」に、「三千二百円を」を「当該自動変更対象額を」に、「その額に当該見舞金」を「当該各号に定める額に当該災害見舞金」に改め、同項第三号中「第一号及び前号」を「前二号に掲げる者」に改める。

第十一条第一項中「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合」を「職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通校途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合」に、「災害見舞金」を「この規則による災害見舞金」に改め、同条第二項中「訓練上又は通校途上の災害を受けた場合」を「学生が職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通校途上において、負傷し、又は疾病にかかった場合」に、「その他の」を、「労働者災害補償保険法その他の」に、「災害見舞金」を「この規則による災害見舞金」に改める。

別表を削る。

第一号様式その一の注の1中「労働者災害見舞金」を「出せしめたる労働者の職

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十三年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた災害見舞金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた災害見舞金については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた災害見舞金（療養見舞金、障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金に限る。）であつて改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の規定により支給されたものは、改正後の規則の規定により支給されるべき災害見舞金の内払とみなす。



青森県告示第八百二十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡横浜町字吹越五四の七六七

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しよつとする理由

道路用地とするため

青森県告示第八百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第三項の規定により、昭和四十九年九月十七日青森県告示第六百三十三号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和四十九年九月十七日青森県告示第六百三十三号の一部を次のとおり改正する。

表中

赤石水産	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町、大字姥袋町、大字日照田町、大字館前町、大字深谷町、大字南金沢町、大字種里町、大字小森町、大字一ツ森町の区域
------	---

を

赤石水産	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町、大字姥袋町、大字日照田町、大字館前町、大字深谷町、大字南金沢町、大字種里町、大字小森町、大字一ツ森町、大字鬼袋町の区域
------	---

に改める。

青森県告示第八百二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第三項の規定により、昭和五十三年一月二十一日青森県告示第四十三号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和五十三年一月二十一日青森県告示第四十三号の一部を次のとおり改正する。

表中

車力	西津軽郡車力村及び西津軽郡木造町（ただし、大字出来島を除く）の区域
----	-----------------------------------

を

車力	つがる市木造平滝、木造筒木坂、木造亀ヶ岡、木造館岡、下牛瀧町、牛瀧町、下車力町、車力町、豊富町、富泡町の区域
----	--

に改める。

青森県告示第八百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

青森市本町二丁目四の一〇

社団法人青森県エルピーガス協会

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人電気と未来を考える会

三 代表者の氏名

佐倉 秀介

四 主たる事務所の所在地

十和田市東十六番町三八の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、現在および未来の世代に対して、電気エネルギーの重要性と発電における環境への影響と安全性についての知識の普及と情報の広報などの諸活動に関する事業を行い、地球環境への保全と安全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりの木で地域を支える伝統と技術の会

三 代表者の氏名

大山 重則

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字千刈田七の一

五 定款に記載された目的

この法人は、県産木材の地産地消を推進すると共に日本の木材建築職人の高い技術を広く知らせるため、その活動を支援する団体等による情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進する事により地域の活性化を図ることを目的とする。

男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用冬帽子ほか 総数 一二、一四三点

二 納入期限

平成二十四年二月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契



約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十三年十一月十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇七八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十三年十一月二十四日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's winter hat and others,

total of 12, 143 items

(2) Specification and quantity

of other purchase will be referred to a bid manual

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ and 18 police stations in the prefecture

3 Due date:

24 February, 2012

4 Time limit for tender:

24 November, 2011

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9078

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年十月二十一日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理 事	米 村 健 治	南津軽郡藤崎町大字久井名館字早稲田二九一	平成三〇・四・九

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭